

阿南工業高等専門学校卒業・進級判定会議規則

(平成16年4月1日)

(規則第9号)

(設置)

第1条 阿南工業高等専門学校に阿南工業高等専門学校卒業・進級判定会議(以下「会議」という。)を置く。

(審議事項)

第2条 会議は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 本科学生の卒業判定に関する事項
- (2) 本科学生の進級判定に関する事項

(組織)

第3条 会議は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 校長
- (2) 専任教員

(会議)

第4条 会議に議長を置き、教務主事をもって充てる。

2 会議は、議長が招集する。

3 議長に事故あるときは、議長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

(議事)

第5条 会議は、委員の過半数が出席しなければ議事を開き、議決することができない。

2 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第6条 議長が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務)

第7条 会議に関する事務は、学生課教務係において処理する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年7月31日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、令和7年5月14日から施行し、令和7年4月1日から適用する。